平成３０年（フ）第１１９４号
横浜市中区新山下３丁目15番７－101号
債務者　大槻　百音
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２０５号
神奈川県藤沢市石川３丁目２番地の７　フローラ石川303号
債務者　佐藤　　光
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４６０号
東京都杉並区高円寺南５－２－５ピレア高円寺102、住民票上の住所東京都立川市幸町５丁目77番地の10
債務者　家　優美子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４６１号
東京都立川市幸町５丁目77番地の10
債務者　石村　好子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６５０号
東京都多摩市百草1125番地の１ロードサイドコスモス102
債務者　太田　一美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７１５号
東京都武蔵野市中町３丁目７番１－107号武蔵野コーポラス
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９２０号
横浜市青葉区あかね台１丁目34番地13
債務者　菅沼　　彩
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９７号
東京都八王子市狭間町1464番地１八王子狭間住宅１－211
債務者　藤田つぶら
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６５８号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅１棟409号
債務者　新井幸光こと　パクヘングァン　朴幸光
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７３５号
東京都府中市府中町３丁目４番地の10アイコーポ28号棟210
債務者　加藤　照雄
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１５号
東京都昭島市緑町２丁目５番31号
債務者　鈴木　広宣
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１６号
東京都昭島市緑町２丁目５番31号
債務者　鈴木　未央
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２８１号
静岡県牧之原市坂部2395番地１　セレナ201、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻414番地グランドハイツ小山Ｂ101
債務者　小原　高幸
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６５３号
東京都清瀬市中里２丁目1426番地６
債務者　幸坂　崇司
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７１２号
東京都三鷹市新川２丁目13番８号メゾン・ド・Ｋ103
債務者　森田　逸子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部